



# 躍動

2020 APRIL No.40 石狩商工会議所報 躍動

編集・発行/石狩商工会議所



## 第40号

### 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置について

1. 名 称 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
2. 開設時間 午前8時45分から午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
3. 開設場所 石狩商工会議所中小企業相談所  
石狩市花川北6条1丁目5番地 TEL0133-72-2111
4. 相談内容 新型コロナウイルス関連に係る金融支援等

# 令和2年度事業計画

## 基本方針

平成三十一年度の国内経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復を続けながらも、台風をはじめとした自然災害や、消費税率引き上げ後の経済動向、米中貿易摩擦などによる海外経済の減速により、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境や消費において、先行きの不透明感が増している状況にありました。

また、中国で発生した新型コロナウイルスの感染拡大によるダメージが経済に与える影響は大きく、国内消費や経済活動への先行き警戒感が高まっています。

道内においても、新型コロナウイルスによる経営面への影響を受け、売上の減少などは観光業以外の産業にも及んでおり、収束までは企業の健全性およびサプライチェーンの運営や消費に対し、今後の動きを見極めながらさまざまな経済対策を必要としており、待ったなしの対応に迫られています。

石狩市においては、石狩湾新港地域でエネルギー関連の大型投資が進展・継続しており、更にビジネスホテルのオープンや、大型商業施設の出店が検討中である等、地域振興・活性化に期待が寄せられていた中、新型コロナウイルスにより小売業や飲食サービス業などは来客数の減少など大きな影響が発生しており、今後はその影響が全産業に及ぶ事態も懸念されています。

当商工会議所ではこうした状況を踏まえ、すでに相談窓口を設置し対応しているところでありますが、第8期新体制の基本指針として「政策提言の強化」「新港地域の企業との交流強化」「組織の情報発信力の強化」の3点を柱とし、本年度は関係機関等との連携を密に図りながら日々変化する社会情勢に目を向け、会員事業所の経営基盤の強化、石狩市の都市力強化に資する事業を展開します。

最後に、当商工会議所は本年四月に創立二〇周年の節目を迎えるにあたり、実行委員会を組織して記念事業を実施します。これまでの二〇年を礎として、これからの未来を目指し、今抱える課題・諸課題に対処しつつ、会員事業者並びに地域社会が持続発展できるように各種事業等に積極的に取り組んでまいります。

以上を基本方針として、令和二年度においては次に掲げる事業を行います。

## 重点項目

### I 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

#### 一・提言・要望活動の強化

個々の企業における経営環境の安定化、ひいて

YAKUDO

# 躍動

2020 APRIL No.40 石狩商工会議所報 躍動  
編集・発行/石狩商工会議所

石狩商工会議所

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地  
TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577  
URL : <https://www.ishikari-cci.or.jp/>

## CONTENTS

### 令和2年度事業計画

#### TOPICS

・平成31年度の主な事業活動報告 ⑥

#### INFORMATION

- ・新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 ⑨
- ・科学大学キャリア教育連携事業 ⑨
- ・小規模事業者持続化補助金・ものづくり補助金 ⑩
- ・経営改善個別診断・経営支援専門家派遣事業 ⑩
- ・石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金 ⑩
- ・小規模事業者経営改善資金融資利子補助金 ⑩
- ・人材育成助成金 ⑪
- ・創業支援 ⑪
- ・無料法律相談 ⑪
- ・会館使用・備品貸出のご案内 ⑫
- ・労働保険事務組合のご案内 ⑫
- ・簿記検定試験施行期日等 ⑬
- ・パートタイム・有期雇用労働法が施行 ⑬
- ・HACCPの制度化について ⑭

は地域経済の安定化に資するよう、税制の改正や各種振興・補助事業・インフラ整備等について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施します。

- (1) 産業及び経済政策に関する意見の表明
- (2) 地域社会の問題に対する意見の表明
- (3) 社会資本整備の推進
- (4) 公共投資拡大に関する要望
- (5) 商工業の振興に関する要望

## 二・石狩湾新港地域の開発促進

石狩湾新港地域の機能を最大限發揮するため、インフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう関係機関に働きかけます。

- (1) 企業誘致促進及び立地企業への操業支援活動の推進
- (2) 港湾施設、道路網等の整備促進活動
- (3) 国内定期航路の誘致促進（石狩湾新港国内定期航路誘致期成会への協力）
- (4) 再生可能エネルギー推進に伴う地域振興の促進
- (5) 石狩湾新港地域の活性化事業の促進
- (6) 新港の活用による貿易・経済の拡大

## Ⅱ 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

### 一・地域活力支援事業

商店街や企業が行う、集客や販促に繋がる自主的な活動に対し、積極的な支援を行います。

- (1) 商店街対策事業

当会議所会員を中心とする、商工業者により組織される団体が、地域経済の振興や、集客の向上等を目的として自主的に行う事業に対しその費用の一部を助成するとともに、関係諸団体と連携し、商店街の活性化に貢献する事業を行います。

- (2) 得する街のゼミナール（まちゼミ）支援事業【新】
- 石狩商店会連合会が行うまちゼミ事業への支援を行い、地域住民に個店の存在や特長を周知することで、地域経済の活性化に貢献します。

- (3) 小規模事業者経営改善支援事業
- 資金調達に苦慮する小規模事業者への支援策として、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）借り入れ事業者に対し、支払利息の一部を助成します。

### 二・活力ある地域産業の展開

企業のモノづくりに対する助成や、企業同士のネットワーク構築により、地場企業がより市場競争力の高い商品を開発するよう促すとともに、企業や製品を広く市内外にPRするための各種事業を展開します。

また、深刻化する人手不足問題に対する取り組みとして、市内及び近郊の教育機関との連携事業を展開します。

- (1) いしかりPR事業

当会議所が運営するWEBサイトを活用し、会員企業が取り扱う製品・サービス・イベント情報等について、より効果的に広く市内外に発信します。また、様々な媒体の活用やイベントへの参加を通じ、新たな石狩ブランドのPRに務めます。

- (2) 建設関連支援事業

地元建設関連企業のPRと民間工事受注の増加を狙い、会員企業による展示・相談会を開催します。

- (3) 新商品・新技術開発支援事業
- 企業の行う新商品・新技術開発および販路開拓に関する調査研究等に対して経費の一部を助成し、その取り組みを支援します。

- (4) 石狩ものづくりネットワーク事業
- 製造業を中心とした地場企業の販路拡大と事業提携を促進するため企業間のネットワークづくりを推進します。

- (5) ビジネス交流事業
- 主に石狩湾新港地域の事業所を中心に、幅広く異業種間の連携を深め、域内のビジネスチャンスへと繋げるための交流会を開催します。

- (6) 新規開業・創業支援事業
- 「産業競争力強化法」に基づき、石狩市内における新規開業や第二創業の希望者を対象に、地域の創業を促進させるため、石狩市との連携により、窓口相談・創業セミナー・専門家等による支援を行います。

- (7) 市民健康づくり支援事業（石狩市受託事業）
- 石狩市が実施する健康づくり事業に協力し、この事業に参加する市民に対するインセンティブの提供を請け負うことにより、主に商業・サービス業の活性化に貢献します。

- (8) 雇用対策における教育機関との連携事業【新】
- 地域経済の未来を担う青少年の育成・教育を通じて、地元企業についての理解を深めるために、市内の高校と連携し、企業視察等の事業を実施します。

また、キャリア教育連携事業として、大学等

と連携し、市内中小企業の発展に貢献できる人材の育成を目的とした事業を実施します。

(9)道の駅石狩出店支援事業【新】

道の駅石狩「あいろーど厚田」の野外スペースに出店した会員事業所に対し、出店料の一部を助成します。

(10)外国人労働者就労実態調査事業(石狩市受託事業)【新】

市内の外国人労働者を雇用している企業二、三およびその企業で就労する外国人に対する就労実態調査を行います。

三、総合振興事業

(1)法定台帳整備

商工会議所法に則り法定台帳を整備することにより、市内商工業者の実態把握に努めるとともに、得られた情報を基に特定商工業者名簿を作成しビジネスマッチングに活用します。

(2)地域経済牽引支援事業

地域未来投資促進法に基づき石狩市が平成二九年一二月に国の同意を得た基本計画に則り、地域特性を生かした事業(物流関連、食料品製造関連、ものづくり関連、IT関連、環境・エネルギー関連、農林水産、観光関連の七分野)の企業支援を通じて、企業の稼ぐ力を高めることで付加価値を向上させ、経済の好循環を創出することを目指します。(計画期間は二〇二二年度末日まで)

(3)先端設備等導入計画支援事業

市内中小企業等の生産性向上に係る設備投資を支援するため、生産性向上特別措置法に基づき、石狩市へ申請する「先端設備導入計画」の

策定支援を行うことにより、新規取得設備の固定資産税(償却資産)三年間ゼロ(軽減)特例適用や、国の補助金等の優先採択を促進します。(計画期間は二〇二一年六月下旬まで)

Ⅲ 中小企業支援の強化と人材育成

一、小規模事業経営支援事業

経営者に対し適切かつ正確な情報提供および相談・支援に努め、地域経済の根幹を成す中小企業の事業継続を確かなものにし、起業を喚起するよう、日常の経営相談・支援業務のほか、専門家・専門機関を活用した個別診断および専門家派遣事業等を実施し、よりきめ細かな企業の経営基盤強化・新規創業等の支援体制強化を図って行きます。

(1)巡回相談・支援の強化

企業が抱える諸課題を速やかに把握し、適切な支援を行うため、経営指導員による巡回相談・支援を強化します。

(2)経営改善支援事業(専門家派遣、個別診断)の実施

中小企業を取り巻く環境が急速に変化する中、当会議所に対する相談内容の複雑化・深刻化に対応するため、当会議所の経営指導員のみならず、専門家の派遣や中小企業診断士、弁護士による個別診断を実施することで相談体制を強化し、経営環境の改善に貢献します。

(3)経営力強化支援事業の実施

中小企業経営力強化支援法に基づき、経営分析や事業計画策定等に対する経営支援の強化を推進します。

(4)各種融資制度の利用促進

道や市が運用する制度資金等について、金融機関との連携により利用推進を図り、中小企業の資金調達を支援します。

(5)法務・税務・労務に関する窓口相談事業の実施

①所得税の確定申告時期に合わせ、小規模事業者を対象とした決算および確定申告に係る相談・支援の窓口を二月中旬より三月中旬までの期間、およそ一箇月間開設します。

②企業経営にまつわる法令の制定・改正や労務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門家による相談窓口を常時開設します。

(6)記帳機械化の推進

小規模事業者の事務負担軽減を図るため、記帳の電子化を推進し、振替伝票の入力および帳簿の作成を代行する業務を実施します。

(7)創業支援の拡充と事業承継に関する相談・支援

創業・第二創業者の創業マインド醸成をはじめ、創業後のフォローまで各段階に応じたきめ細かい創業支援を実施する。また、大企業承継時代を乗り切るため、北海道事業引継ぎ支援センターとの連携による相談、支援事業を推進します。

(8)講習会・講演会の開催

中小企業の経営改善に資する、経営者や従業員の資質向上を目的とした各種講習会・講演会を開催します。

(9)青年部若手後継者事業(北海道ブロック大会)

石狩大会【新】  
本年当市で開催される、日本商工会議所青年

部第33回北海道ブロック大会石狩大会の成功に向けた支援を行います。

## 二・人材育成および労務対策事業の推進

後継者の育成や、従業員の資質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に貢献する人材の育成を行います。

### (1) 青年部・女性会の活動支援

青年部・女性会の行う自主的な活動を支援し、人格形成や次代の経営者として必要な知識や経験の獲得を促します。

### (2) 労働保険事務組合の運営強化

労働保険に係る煩雑な事務を代行し、会員事業所の負担を軽減するとともに、労働保険の適用を推進し、中小企業における労働福祉環境の向上を図ります。

### (3) 人材能力開発育成支援事業

経営者および従業員の資質向上を図るため、公的機関等で開催される研修会等への参加費用を一部助成します。

### (4) 福利厚生推進事業

会員企業が自社の従業員を対象に行う健康診断について、その費用の一部を助成するとともに、いしかり共済等の加入推進により、中小企業における福利環境の充実を図ります。

### (5) 優良従業員表彰の実施

会員企業に勤務する永年勤続者の功労を称え、勤労意欲の向上を図ることを目的とした表彰事業を実施します。

### (6) 各種検定試験の実施

ビジネスの現場で要求される知識やスキルを身につけた人材を育成するため、各種検定試験を実施します。

## IV 会員サービスの充実と財政基盤の強化

### 一・各種共済制度の加入促進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努めます。

### 二・会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し人材確保に関すること等を含む必要かつ有益な情報を迅速に提供するとともに、会員企業や製品のPRに努めます。

#### (1) 会報「躍動」冊子版（毎年四月発行）

#### (2) 会報「躍動」FAX版（原則毎月一日発行）

#### (3) 石狩商工会議所HPによる情報提供の強化

### 三・会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催します。

### 四・会館利用の促進

当会議所が管理・運営する石狩商工会館について、研修・会議での利用等、貸室および備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図ります。

## V 組織体制と活動基盤の強化

### 一・部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に貢献します。また、当会議所が抱える諸問題・重要事項に関し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図ります。

#### (1) 部会の研修、部会員交流事業の実施

#### (2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ

(3) 委員会における地域商工業や商工会議所運営に係る重要事項の調査研究、諮問事項に対する具申

#### (4) 役員・議員研修の実施

### 二・地区別協議会の開催

各地区における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催します。

### 三・会員増強運動の推進

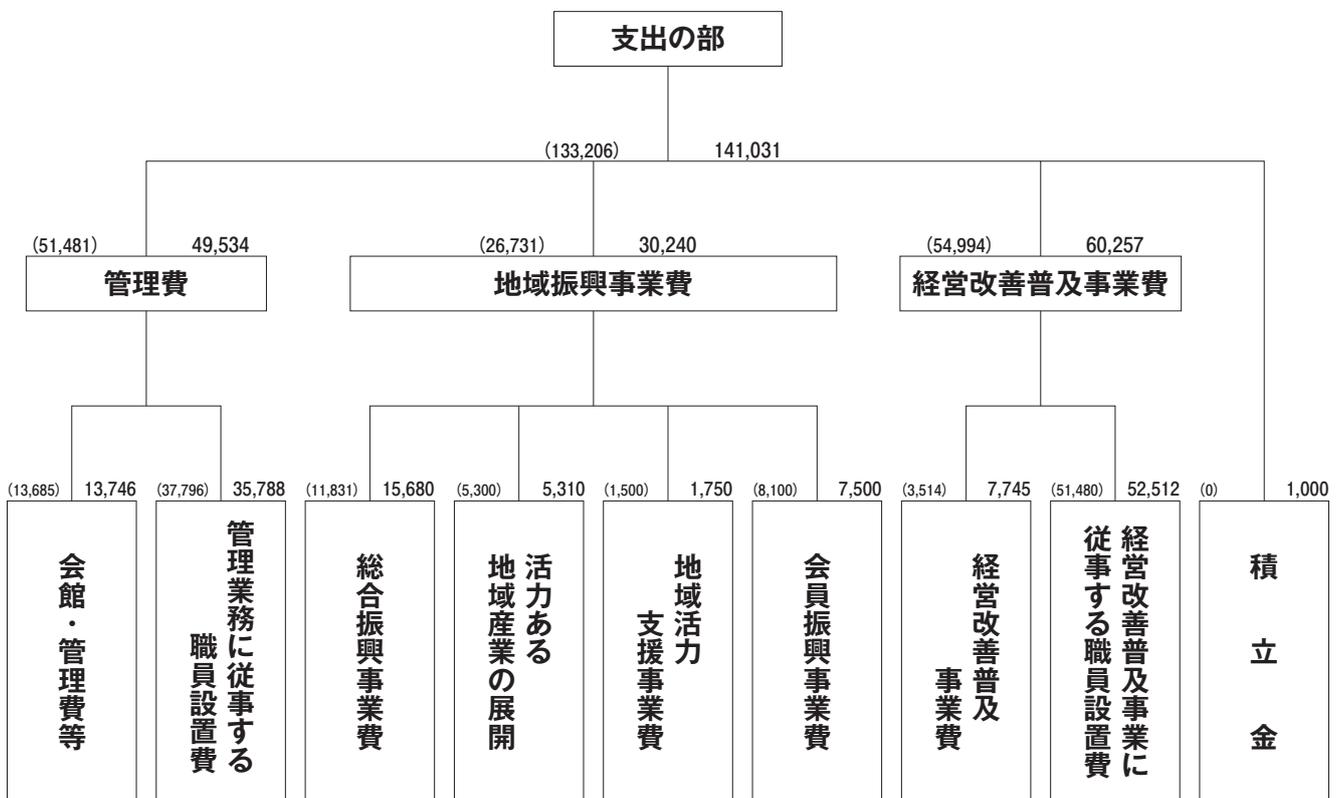
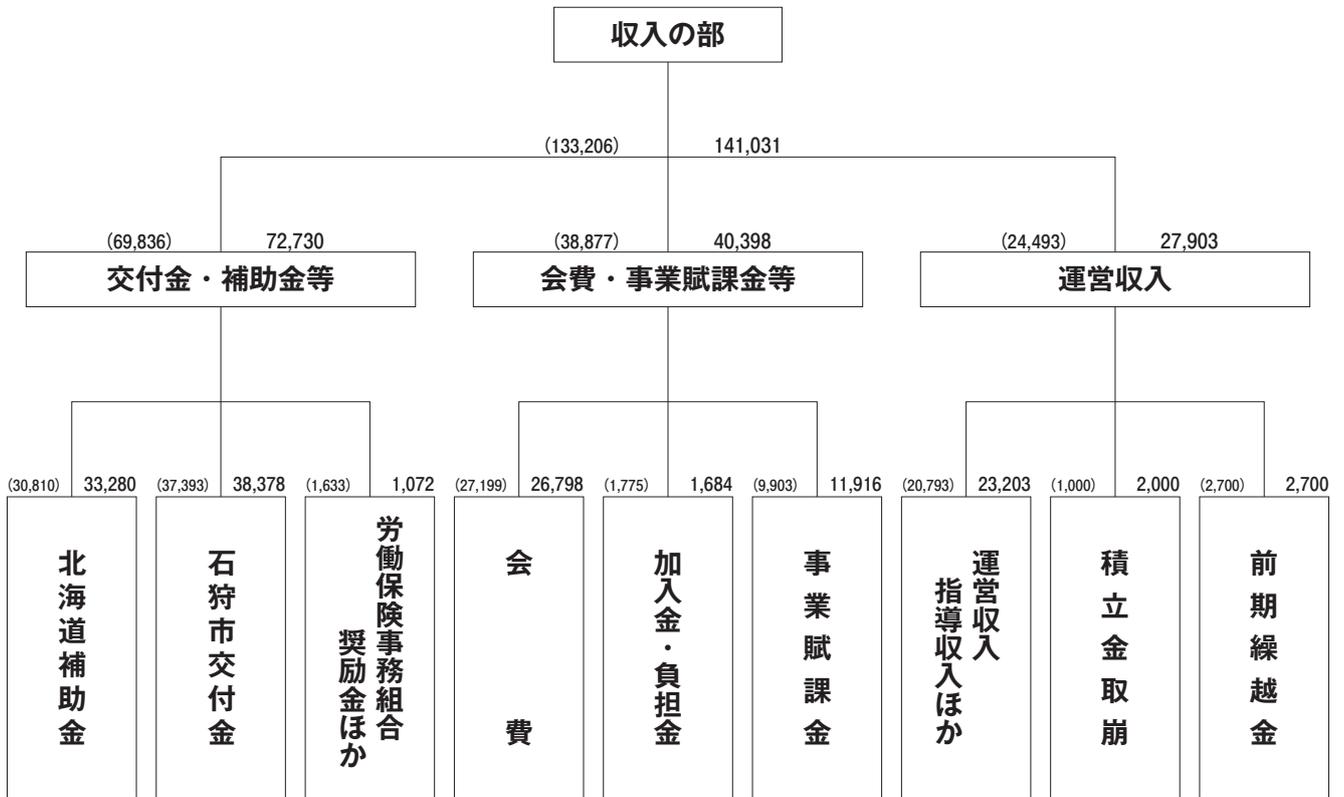
当会議所の組織力強化を図るため、加入推進パンフレット等のツールを作成・活用し、組織強化特別委員会を中心に会員および役職員が一丸となって、新会員獲得運動を展開します。

### 四・創立二〇周年記念事業【新】

令和二年度は当会議所創立二〇周年の節目となることから、記念事業として記念式典・祝賀会の開催および記念誌の発行を行います。

※【新】は令和2年度新規事業

## 令和2年度 収支予算概要



※単位：千円  
 ※（ ）内は平成31年度予算額

## 平成31年度 要望活動

石狩商工会議所では、例年、地域経済の発展や中小企業、小規模事業者の経営安定化に資する社会資本の整備、あるいは、法制度の整備といった事柄について、国や道、石狩市などに対し、要望・陳情活動を行っています。

平成31年度につきましては、以下に掲げる事項について要望活動を行いました。

### ■第69回全道商工会議所大会

令和元年6月29日に千歳市で開催された全道商工会議所大会において、石狩湾新港の整備促進や同港へのアクセス強化を含めた道路整備、海上保安官署・石狩警察署設置の早期実現、河川改修事業の早期完了、国道231号（オロロンライン）の整備促進、道の駅石狩「あいろーど厚田」への総合的な支援及び広域観光サイクリングルートの創出などは、当市の総合的な発展には欠かせない重要要望項目として挙げ、北海道商工会議所連合会を通じて、国や道、道内選出国會議員に要望しました。

### ■石狩湾新港地域開発に関する要望

石狩湾新港の開発は、北海道経済の発展と道民生活の向上を図るとともに、我が国経済の発展に資する重要なプロジェクトであり、また、札幌臨海部に位置し、広大な産業用地を有していることから、引き続き複合的な機能を備えるための基盤整備の促進を図る必要があることを、石狩湾新港地域開発連絡協議会（通称：九者連）のメンバーとして、国交省を始め関係省庁及び道内選出国會議員に対して、令和元年7月22日に要望（郵送を含む。）を行いました。

### ■石狩湾新港への海上保安官署設置に係る要望書

恒久的な海上保安施設を設置し、安

全・安心なマリレジャー空間の提供、漁船などの安全航行、漁業保護等への対応については、より一層の強化が要請されているところであります。また、北海道の日本海側における唯一の「重点港湾」に指定された石狩湾新港は、「日本海側拠点港」にも選定され、今後もLNGタンカーや外航コンテナ船などをはじめとした大型船舶の入港頻度増加により、船舶交通の安全確保に向けた取組みが重要となっております。

当所におきましては、石狩市内における海上保安官署設置について、令和元年12月16日に石狩市・石狩市議会をはじめ市内各団体との連名で、第一管区海上保安部および小樽海上保安部に対し、要望書を提出いたしました。

### ■商工業振興に関する要望

当商工会議所の政策検討委員会において、地域経済・企業振興に係る社会資本整備や中小企業振興策のうち、石狩市が所管する事項について要望として取りまとめたものを「地域経済の好循環へ向けた商工業に関する要望書」として、令和元年11月5日、榎本会頭名により正副会頭4名及び専務理事が、加藤龍幸石狩市長並びに加納洋明市議会議長を訪問し、要望書を提出いたしました。



## 会員交流会

令和2年2月7日（金）、茨戸ガーデンにて会員交流会を開催し、133名の会員が参加しました。

交流会では、平成31年2月以降に加入された新会員を紹介し、当日参加された新会員には、自社PRも行っていました。また、参加者それぞれが積極的に名刺交換などを行い、親睦と交流を深めました。

余興では、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会やジャンケン大会を行い、大いに盛り上がりました。

ご参加いただきました会員の皆様ならびにご協賛いただきました皆様には、心からお礼申し上げます。



## ビジネス交流事業

石狩新港地域の企業との情報交換や人脈づくり、ビジネスチャンス創出に繋げることを目的として、昨年7月23日に「石狩新港地域立地企業交流会」を開催いたしました。今回で3回目となるこの交流会には、非会員企業を含む39社61名の皆様にご参加をいただきました。

第1部は企業見学会として、平成31年2月に営業運転を開始した「ほくでん石狩湾新港発電所」を訪問し、最新鋭のLNG火力発電のほか、エネルギー全般について学べる展示室などを見学させていただきました。

第2部は名刺交換交流会として、茨戸ガーデンにて懇親会を行いました。普段なかなか接する機会のない異業種間での名刺交換や情報交換などが積極的かつ和やかに進んでおり、新たな繋がりを作る絶好の機会となりました。



## 女性会

平成31年度は、8月3日に「第9回チャリティダンスパーティー」を開催しました。当日は、石狩市内外より140名のご参加をいただきました。

10月16日には、余市・小樽方面において会員研修を行い、16名の会員が参加しました。研修では、余市町「オチガビワイナリー」や、小樽市「田中酒造 亀甲蔵」を訪問し、非常に有意義な時間を過ごしました。

その他、働く女性のライフステージをテーマとしたセミナーなど、会員相互の親睦、資質向上を目的とした講習会等を開催しております。



写真は、10月16日開催の会員研修写真

## 青年部

平成31年度は、石狩ふれあいの杜公園での「石狩チャリティ・グルメガーデン」の運営や石狩さけまつりでの「キッズ緑日」の運営を行い、地域振興事業に力を入れ、地域の発展に寄与いたしました。

また、令和2年度に石狩で開催される北海道ブロック大会石狩大会を成功させるべく、北海道商工会議所青年部連合会理事会や道央・道南協議会など様々な場面でPRを行ってまいりました。

青年部員の資質向上を図り、より一層青年部として地域振興・社会貢献への取り組みを行うと共に、石狩の経済界を担う人材を育てるべく、日々研鑽に努めてまいります。



写真は、令和元年5月8日 開催  
「平成31年度石狩商工会議所青年部 通常総会」

## 優良従業員表彰

永きにわたり企業発展に貢献されてきた従業員を表彰いたしました。おめでとうございます。

### 《20年表彰》

新札幌ハウジング工業(株) 南條亜紀夫

石狩産業(株) 辻由美子

(有)ササキ通信 高橋宏明

(株)エース 丸岡 功、宮向伸治、佐々木弘喜

### 《15年表彰》

(株)シンエー機材 板垣栄一、佐々木仁、清水千恵子

(株)緑苑 藤永拓也

### 《10年表彰》

(株)石狩葬儀社 平塚光悦

(株)緑苑 丹羽幸一、信田美和、榎 亜希

広沢幸雄

### 《5年表彰》

(株)シンエー機材 高橋京史、門田孝二、本間宣之  
川口涼司

マルウロコ酒井建設工業(株) 花田慎二

(株)緑苑 杉本美知子、松澤美香、林みゆき

菅原孝子、今井友里香、小原邦裕

林 竜也、信田恵一、寺田晃希

丸山節子、高木明子、荒木京子

源 郁恵、池田千鶴子

(敬称略)

## 石狩ものづくりネットワーク

### ◇石狩ものづくり企業&大学交流会(石狩振興局合同事業)

日時 令和元年11月27日(水)

内容 第1部 企業技術プレゼン・意見交換会

第2部 名刺交換・交流会

会場 北海道科学大学

参加者 43名

### ◇石狩市ものづくり企業見学・交流会

日時 ①令和元年10月17日(木)

②令和元年10月21日(月)

対象 北海道科学大学機械工学科1年生

視察先 ①(株)エコテック・ワン、(株)システムウォール製作

所、富士屋鉄工(株)、YKK AP(株)北海道工場

②(株)石川金属製作所、栄和サインシステム(株)、

(株)丸愛ファニチャー、マルキン工業(株)

参加者 ①学生37名、教員4名

②学生36名、教員4名

### ◇石狩新港地域立地企業交流会

日時 令和元年7月23日(火)

内容 ①企業見学会

②企業PR・交流会

会場 ①ほくでん石狩湾新港発電所

②茨戸ガーデン

参加者 39社61名

## 部会活動報告(各部会実施事業一覧)

### ◇建設業部会視察研修

日時 令和元年10月25日(金)~26日(土)

視察先 日本CCS調査(株)苫小牧CCS実証試験センター、  
厚真町 土砂災害現場

参加者 15名

### ◇建設業・工業部会合同開催 職長・安全衛生責任者講習

日時 令和2年2月19日(水)~20日(木)

会場 (株)PEO建機教習センタ北海道教習所

出席者 1事業所1名

### ◇工業部会 視察研修

日時 令和元年10月30日(水)

視察先 フジッコ(株)北海道工場、キリンビール(株)北海  
道千歳工場 ほか

参加者 9名

### ◇工業部会 意見交換交流会

日時 令和元年12月17日(火)

会場 酒齋庵海田

参加者 16名

### ◇商業・サービス部会合同視察研修

日時 令和元年11月5日(火)

視察先 (株)北創、徳光珈琲、(株)ノースマート

参加者 23名(内 商業部会 5名、サービス業 17名、  
石狩市役所 1名)

### ◇サービス部会 キャッシュレス決済に関する説明会

日程 令和元年8月28日(水)

会場 石狩商工会館 2階役員会議室

出席者 14名

テーマ キャッシュレス決済のご紹介

講師 ドコモショップ石狩店 担当者 1名

### ◇サービス部会 分煙対策セミナー

日程 令和元年9月26日(木)

会場 石狩商工会館 2階役員会議室

出席者 8名

テーマ 飲食店でたばこが吸えなくなる？

~これからの飲食店の喫煙ルールについて~

講師 日本たばこ産業(株) 担当者 2名

### ◇サービス部会 石狩湾新港地域物流講演会・交流会

日程 令和元年11月21日(木)

会場 講演会：花川北コミュニティセンター2階会議室

交流会：石狩市民プール2階大ホール

講演会テーマ

第1部 「物流変革期の事業拡大について」

第2部 「石狩湾新港の潜在的な可能性について」

講師 第1部 (株)エース 代表取締役会長

林 博己 氏

第2部 札幌大学 名誉教授 千葉 博正 氏

出席者 65社117名(会員・非会員等含む)

## 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

石狩商工会議所では、新型コロナウイルスの感染拡大による市内経済に及ぼす影響について注視しており、中小企業相談所内において、令和2年1月29日より「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設しております。

既に国や道などでは、この問題で資金繰りが悪化している企業向けの対策を行っており、経済産業省では、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた企業向けに、信用保証枠の拡大を行うセーフティネット4号・5号に加え、危機関連保証を発動、更には日本政策金融公庫を窓口とした融資制度の運用も開始しております。また、北海道においても、セーフティネット4号・5号・危機関連保証認定を受けた企業等、ウイルス感染拡大によって売上高の著しい減少があったものと認められた企業向けの融資制度として、中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付【認定企業】）の運用を開始し、企業の資金繰りを支援する姿勢です。

更に、従業員に対する休業補償が生じる恐れのある企業も多いことから、厚生労働省では、雇用調整助成金の助成対象として新型コロナウイルス関連の要件を加味した特例措置を講じるほか、テレワークの導入を支援するため、テレワーク用の機器導入に係る経費を助成対象に含めるよう、時間外労働等改善助成金を改訂しています。

以上のように、国や自治体では矢継ぎ早に様々な対

策を公表しており、公表された後も度々内容が改訂されるなど、本件を取り巻く状況は時々刻々と変化しております。弊所相談窓口では、極力最新の情報を収集し、会員企業の皆様にわかり易く伝達するよう努めますので、お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

### ■お問い合わせ先

石狩商工会議所 中小企業相談所  
電話：0133-72-2111

(参考リンク)

### ■セーフティーネット関連

中小企業庁  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)  
石狩市  
<http://www.city-ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/1682.html>

### ■融資制度関連

日本政策金融公庫  
[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)  
北海道  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/korona-yuushi.htm>

### ■休業補償・時短関連

厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## 科学大学キャリア教育連携事業

石狩商工会議所では、平成28年度より工業部会および石狩ものづくりネットワークと石狩振興局の連携事業として「石狩管内地元大学生による進出企業等マッチング事業」を実施してまいりましたが、平成30年6月1日付で北海道科学大学とのキャリア教育連携に関する協定を締結し、企業・団体・大学が連携して、同校の学生が社会人として活躍するための基盤能力と専門性を合わせもつ人材育成を目的としたさまざまな事業を行っております。

当会議所としましても、今後一人でも多くの学生が地場企業に就職していただけるよう、工場・施設見学会やインターンシップ、相互実施事業への参画など、会員事業所にご協力を賜りながら同校との連携強化に努めてまいります。



石狩ものづくり企業見学交流会（10/17実施）



石狩ものづくり企業&大学交流会（11/27実施）

## 経営改善個別診断・ 経営支援専門家派遣事業

中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。

当商工会議所中小企業相談所では、北海道知事の認定を受けた経営指導員、補助員等による経営アドバイスほか、税務・労務・融資など窓口での経営支援、直接皆様の会社を訪問させていただく巡回支援を実施し、経営改善に係る適切な支援を行っております。

また、経営指導員等による一般経営相談に加え、より複雑な経営課題や専門的事項に関するご相談には、中小企業診断士等の専門家派遣による経営相談支援を行っています。

専門家派遣は、各社に応じたビジネス段階の経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できるよう国の支援を受けて「中小企業・小規模事業者ビジネス創造支援事業」支援機関として登録しており、会員の皆様に対し、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を、年間3回まで無料で実施しております。

ご利用の際には、事前に中小企業庁ホームページ「ミラサポ」への会員登録・企業登録が必要となります。また、事前のご予約が必要となりますので、相談ご希望の際は中小企業相談所までお気軽にご連絡ください。

■中小企業相談所 経営支援課 企業支援係  
☎0133-72-2111

## 小規模事業者持続化補助金・ ものづくり補助金

中小企業庁より、令和元年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」に係る補助事業として、「ものづくり補助金」及び「小規模事業者持続化補助金」の公募を開始した旨通知がありましたので、お知らせいたします。

「ものづくり補助金」は、中小企業・小規模事業者等が働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等に対応するため、革新的なサービスの開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等、新規ビジネスモデルの構築に係る経費の一部を補助することにより、生産性向上を図ることを目的としています。また、「持続化補助金」は、小規模事業者が働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等に対応するため、経営計画を作成し、作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組等の経費の一部を補助することにより、生産性向上と持続的発展を図ることを目的としています。

いずれの補助金につきましても、本年3月10日より1次公募が開始され（1次公募分については、本誌発行時にはすでに締め切っています。2次公募分の締切は6月5日（金）の予定です。）、公募要領等も既に公開されております。今回の公募については、それぞれ年間数度の締切日が設定され、締切期間ごとに審査が行われる見込みとなっていたり、オンラインでの申請が可能となるなど、昨年と一部運用が異なる部分もありますので、詳細について中小機構のWEBサイト等でご確認ください。

■独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
<https://seisansei.smrj.go.jp/>

## 石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金

### 利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金の融資を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の最大0.5%が補助されます。

#### 【対象期間】

令和元年10月1日から令和2年3月31日までに同制度利用による利子を支払った方

#### 【申請期限】

令和2年4月10日（金）

※期限までに必ず申請してください。

#### 【申請方法】

申請書、請求書を提出

※用紙は、石狩市企画経済部商工労働観光課、石狩商工会議所、石狩北商工会、市内同制度取扱金融機関にあります。

また、石狩市HPからダウンロードできます。

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/50163.html>

#### 【申込・問合せ】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2  
石狩市企画経済部商工労働観光課  
TEL72-3166

## 人材育成助成金

当会議所では、研修機会の増進を図り多くの有為な人材を育成し、市内商工業者の経営体質強化、経営安定、活性化に寄与することを目的した助成金制度を設けておりますので、ぜひご活用ください。

### ●対象となる研修

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校等公的機関及び(株)PEO建機教習センタ（石狩会場）が実施する研修

### ●助成率及び助成限度額

助成対象経費の2分の1以内、1年間に1会員事業所が受けられる助成金の限度額は4万円です。

### ●助成金の申請

研修終了後、1ヶ月以内に石狩商工会議所人材育成助成金交付金申請書に次の書類を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容がわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教育費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

### ●助成金の交付

書類内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内において、助成金(千円未満切捨)を交付します。

### ●助成金対象経費

研修にかかる受講料、教育費、旅費および宿泊費(宿泊費は中小企業大学校付属寮に入寮した場合のみ)

## 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金) 融資利子補助金

マル経利子補助事業は、小規模事業者の経営安定と資金調達コスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が実施しており、マル経融資を利用された会員事業所は、1%の利子補助が受けられます。

### 【概要】

補給期間：最初の1年間（12ヶ月）

補給率：融資実行時の金利のうち1.0%

補給条件：

- ①当会議所の会員であること
- ②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。
- ③当会議所の会費を完納されていること。

補給限度額：5万円

### 【申請方法】

初回返済日から6ヶ月ごとに、申請書兼請求書、振込先記入用紙、日本政策金融公庫発行の利息支払証明書、返済予定表（写）を提出

小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

※詳細は、石狩商工会議所 経営支援課企業支援係へお問い合わせください。

## 創業支援

石狩商工会議所では、市内で開業を予定している方々について、石狩市や金融機関、各分野の専門家などと協力して、支援する体制を整えています。

石狩市では、産業競争力強化法に基づき、「石狩市創業支援事業計画」を策定し、平成27年に国の認定を受けており、石狩商工会議所もこれに協力しております。

具体的には、同計画における特定創業支援事業として、個別相談窓口を設置しており、中小企業相談所において、日頃から起業を志す方々の相談に応じております。また、相談内容が高度なものとなった場合につきましては、必要に応じて専門家を派遣す

るなど、多様なニーズに対応できるように体制を整えています。

実際に起業に至った方々につきましても、各金融機関と連携しながら、各種融資制度の斡旋を行うなど、計画から起業の最終段階に至るまで、継続して支援してまいります。

商工会議所では例年、起業を目指す方々を対象とした創業セミナーを開催しておりますが、本年度につきましても開催を予定しており、日程等が決定次第、適宜周知する予定となっております。

※詳細は、石狩商工会議所 経営支援課企業支援係へお問い合わせください。

## 無料法律相談

石狩商工会議所では、経営上のさまざまな法的な問題・課題の解決を図るため、市内で開業する弁護士による無料法律相談会を実施しています。契約の適法性や損害賠償の請求、従業員とのトラブル、債権回収、事業の再建・承継、顧客からのクレーム対応等へのアドバイスなど、企業の抱える様々な経営問題について、法的な面から幅広くご相談いただけます。相談は担当弁護士（石狩総合法律事務所 佐藤 勉氏）によるマンツーマン形式となっており、事業所毎に対応した細かなアドバイスを受けることが可能です。なお、対象者は市内の小規模事業者・中小企業者且つ当商工会議所会員限定となっております。『相談無料・秘密厳守』ですので、お気軽にご利用ください。

ご利用は完全予約制となっており、お申し込みは令和2年5月1日より随時受付いたします。お申込書に必要事項をご記入のうえ、石狩商工会議所中小企業相談所 企業支援係までご提出ください。申込書は、石狩商工会議所窓口にて配布のほか、石狩商工

会議所WEBサイトにてダウンロードすることも可能です。

なお、開催日程につきましては、担当弁護士とお申込みいただいたご本人との間で調整して決定していただきます。

※無料法律相談会は、アドバイスに限定したものです。書類の作成や実際の手続き業務、また裁判対応などについては個別対応（有料）となり、当商工会議所では対応出来かねますので予めご了承下さい。

※利益相反などの理由により、担当弁護士が相談を受けられない場合があります。

### ■お問い合わせ・お申し込み

石狩商工会議所中小企業相談所  
経営支援課 企業支援係  
TEL：0133-72-2111  
FAX：0133-72-2577

## 会館使用・備品貸出のご案内

当会議所では、会議室・備品の貸出を行っております。会議、講演会、社員研修会、技術向上のための研修会などにご活用ください。

### ■会館使用料金表（税込）

会場名／収容人数	夏期（自5月～至9月）		冬期（自10月～至4月）	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
大ホール（3階）／約100名	4,400円	4,840円	5,720円	6,600円
小会議室（3階）／約10名	550円	605円	715円	825円
役員会議室（2階）／約50名	2,200円	2,420円	2,860円	3,190円
備考	電気料を含む	電気料を含む	電気料及び暖房費を含む	電気料及び暖房費を含む

（2時間単位）

### ■備品使用貸出料金表（税込）

品名	料金	備考
テント	1,100円	2間×3間（3,600×5,400mm）
プロジェクター	2,200円	・スクリーンを含む（希望の場合） ・会館外への貸出は、借用人が取扱を熟知している場合に限る。
法被	330円	左記料金は1着あたり

- ・請求金額は上記料金×個数×貸出日数
- ・貸出日数は、貸出日及び返却日を含む
- ・宗教団体への貸出は不可。



●詳しくは総務課まで TEL(0133)72-2111

## 労働保険事務組合のご案内 ～労働保険未加入の事業所は、加入しましょう！～

石狩商工会議所では、会員サービスの一環として、労働保険事務組合業務を行っています。

### ご相談は、お気軽に！

#### ・労働保険とは

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

#### ・労災保険は

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者やその遺族を保護するために必要な保険給付を行います。

#### ・雇用保険は

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行います。

※雇用する従業員の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用する見込みがあれば、必ず雇用保険をかけなければなりません。

#### ・労働保険事務を委託するメリット

##### ①事務負担の軽減

公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担軽減が図られます。

##### ②分割納付

通常は納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険が成立している事業主については20万円）以上でなければ分割納付ができないところを労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主は、保険料の額に関わらず3回に分けて納付できます。

##### ③事業主も労災保険に特別加入できる

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できるので、従業員と一緒に仕事をされる事業主の方も安心して作業ができます。ただし、雇用する労働者について労災保険が成立していることが必要です。詳しくは、次の問い合わせ先まで

■問合せ先：経営支援課企業支援係  
(TEL：0133-72-2111)

## 令和2年度実施 簿記検定試験 施行期日等一覧表

検定回数	検定級	施行日	募集期間	受験料
155	1～3級	令和2年6月14日（日）	4/6～5/15	1級7,850円 2級4,720円 3級2,850円
156	1～3級	令和2年11月15日（日）	9/7～10/16	
157	2～3級	令和3年2月28日（日）	12/21～1/29	2級4,720円 3級2,850円

## 2020年4月1日パートタイム・有期雇用労働法が施行

### ●中小企業は2021年4月1日から適用

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されました。

#### 【ポイント】

##### 1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されました。

##### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求められることができるようになりました。

事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

##### 3 同一労働同一賃金ガイドライン

###### (1) 基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

###### (2) 役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければならず、また、役職の内容に一定の違いがある場合

には、その内容に応じた支給をしなければなりません。

###### (3) 通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の支給をしなければなりません。

###### (4) 賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならず、また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

###### (5) 家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには、示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっていて、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

###### (6) 時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給しなければなりません。

※待遇差が不合理か否かは、最終的には司法において判断されることになります。ご注意ください。

(出典：「パートタイム・有期雇用労働法周知リーフレット20190121 (厚生労働省)」)

## HACCP (ハサップ) の制度化について

HACCP (ハサップ) とは、“Hazard Analysis and Critical Point”の略で、頭文字をとった語です。国際基準に合わせた衛生管理手法のことであり、近年のインバウンドの急増により国際基準に合わせた食の安全、衛生管理が食品等事業者に求められています。

2018年6月13日、「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律によって、原則としてすべての食品等事業者はHACCP (ハサップ) の7原則を手法とする衛生管理が求められます。

法の施行は公布から2年以内となるため、HACCPが制度化されるのは2020年。さらに1年間の経過措置期間がありますが、2021年6月からは飲食店を

むすべての食品等事業者がHACCPの導入が義務化されます。

食品等事業者は、食中毒や異物混入等の事故が発生しないよう日頃から衛生管理にも従事しておりますが、さらに現行の衛生管理を見直すことは、クレームやロス率の低下、取引先からの高評価など、導入メリットも多く、今後は各業界団体が作成する手引書を参考に衛生管理を行うことが重要です。

詳細については、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/>)



在任中のリスクやご勇退に向けての備えは万全でしょうか。  
万が一の事態から会社を守り、経営者の未来を支えるために、  
アクサ生命はさまざまなサポートを提案させていただきます。



## 経営者の未来と 会社の安心のために。

「就業不能」リスクまで  
手厚くサポートします

**就業不能**  
保障プラン

定期タイプ

在任中から勇退後まで手厚くサポートします

アクサの  
**一生保障**の**終身保険**  
98定期付終身保険

終身タイプ

アクサの  
**長期保障**の**定期保険**  
LTTPフェアウインド

長期定期タイプ(98歳満了)

経営者のリスクに備える

アクサの  
**保障重視**の**定期保険**  
ピュアライフ

定期タイプ

●本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1708-1311/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 札幌支社 札幌営業所  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 TEL 011-271-7388